

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法
規制の名称：募集情報等提供事業に係る規制の整備
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：厚生労働省職業安定局需給調整事業課
評価実施時期：令和4年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

- 求職活動におけるインターネットの利用の拡大に伴い、流通する募集情報が大幅に増加するとともに、従来の募集情報等提供に該当しないようなインターネットを利用した多様な求人・求職に係るサービスが登場している。
- 現状においては、募集情報等提供事業を行う者については、実態や所在地等を把握しておらず、また、職業紹介事業者等に課せられている適正な事業運営に係る義務等の対象となっていないほか、指導・助言等の対象となっていない。
- インターネットを通じて募集情報等提供事業を行う者のサービスを利用する労働者になろうとする者が増加する中において、募集情報や個人情報の取扱いに関し不適切な事案が生じた場合であっても、行政からはなんらの行政処分も講じることができないこととなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 募集情報等提供事業を行う者の実態や所在地が把握されておらず、迅速な指導監督が困難となっていることから、特に保護する必要性の高い労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業（以下、「特定募集情報等提供事業」という。）に係る届出制を

導入するとともに、事業の実態について事業概況報告書により把握するものとする。

(2) 募集情報等提供事業を行う者で、特にインターネットを利用して事業を行っているものには、誤った情報を表示していても、利用者がその旨を指摘し是正を求めるための連絡先等が表示されていない場合がある。そのため、募集情報等提供事業を行う者について、苦情の適切かつ迅速な処理と、必要な体制の整備を義務付けることとする。

(3) 特定募集情報等提供事業を行う者について、現在では自由な料金の徴収が可能であるところ、労働者の職業選択の自由を確保するため、募集に応じた労働者になろうとする者からの報酬の受領を禁止することとする。

(4) 募集情報等提供事業を行う者について、不適切な事業運営があった場合、現在では助言を中心とした指導しか行うことができず、事業運営が是正されない可能性がある。労働者に多大な影響を及ぼすものであることから、募集情報等提供事業を行う者について、立入検査と事業の改善命令の対象とするとともに、特定募集情報等提供事業を行う者については、個人情報の保護等に係る義務の違反に関して事業の停止の命令の対象とすることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

特定募集情報等提供事業に係る届出及び事業概況報告書の提出への対応が生じる。ただし、オンラインによる提出を可能とし、簡素な内容とする予定であり、金銭的費用は生じない。

【行政費用】

行政費用として、届出に対応し、指導監督等を行うため、厚生労働省において若干名の人員の増員を行う。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

募集情報等提供事業を行う者について、苦情処理や報酬受領の禁止等に係る義務付けと指導監督を行うことにより、適正な事業運営を確保することが可能となる。これにより、労働者が正しい情報に基づいて求職活動を行うことができると同時に、労働者の募集を行う者や職業紹介事業者等もよりの確な労働者とのマッチングの恩恵を受けることができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

特定募集情報等提供事業に係る届出や概況報告書への対応に伴う費用の増加はあるものの、簡素な規制とすることにより最小限に抑制されている一方で、募集情報等提供事業の適正な事業運営を確保することにより、募集情報等の提供を受ける労働者になろうとする者が、よりの確なマッチングを安心して利用することができるようになるため、増加する費用を上回る便益を得ることができると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 代替案として、特定募集情報等提供事業について、届出ではなく事業情報の公開を義務付けつつ、苦情処理や報酬受領の禁止を努力義務とし、行政処分の対象としないことも想定される。
- この場合、多様な事業者が存在している中では、適正な事業運営を求めることが可能な程度まで事業情報を統一的に個々の事業者が公開することは困難であり、十分に苦情処理や報酬受領の禁止に関する責務が履行されないことが考えられ、改正案の同程度の便益が期待できないばかりか、遵守している適正な事業者のみ費用が生じるおそれがある。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において本評価書等の活用は行っていない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則の規定に基づき、施行後 5 年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を行う。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。